c　中間損益計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。
d　中間キャッシュ・フロー計算書については、財務諸表等規則に定めるところにより作成した当中間会計期間に係るものを記載すること。

e　中間財務諸表の作成に当たっては、財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
f　中間財務諸表に対する期中レビュー報告書は、中間財務諸表に添付すること。なお、中間財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた中間財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、既に提出された当該中間財務諸表に対する期中レビュー報告書によるものとする。
g　指定国際会計基準により中間財務諸表を作成した場合（⑱ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した中間財務諸表の下に「国際会計基準による中間財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した中間財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

㉖　中間貸借対照表
当中間会計期間に係る中間貸借対照表を掲げること。

㉗　中間損益計算書
当中間会計期間に係る中間損益計算書を掲げること。

㉘　中間キャッシュ・フロー計算書
当中間会計期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

㉙　その他
a　当中間会計期間終了後半期報告書提出日までの間に、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
　ただし、この半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。

c　四半期損益計算書については、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係るものを記載すること。
　ただし、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を記載することを妨げるものではない。
d　四半期キャッシュ・フロー計算書については、当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合において、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した当四半期累計期間に係るものを記載すること。
　ただし、当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合においても、四半期財務諸表等規則に定めるところにより作成した四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を記載することを妨げるものではない。

e　四半期財務諸表の作成に当たっては、四半期財務諸表等規則に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記等を会社の実態に即して適正に記載すること。
f　四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書は、四半期財務諸表に添付すること。なお、四半期財務諸表のうち、従前において法第５条第１項の規定により提出された有価証券届出書に含まれた四半期財務諸表と同一の内容のものであって新たに監査証明を受けていないものについては、すでに提出された当該四半期財務諸表に対する四半期レビュー報告書によるものとする。
g　指定国際会計基準により四半期財務諸表を作成した場合（⑱ｄに該当する場合に限る。）には、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載した四半期財務諸表の下に「国際会計基準による四半期財務諸表」の項を設け、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表を記載することができる。なお、当該指定国際会計基準により作成した四半期財務諸表は、ａからｆまで及び㉖から㉙までの規定により記載すること。

㉖　四半期貸借対照表
当四半期会計期間に係る四半期貸借対照表を掲げること。

㉗　四半期損益計算書
a　当四半期累計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。
b　当四半期会計期間（当四半期会計期間が第１四半期会計期間である場合又は提出会社が特定事業会社であって当四半期会計期間が第３四半期会計期間である場合を除く。）に係る四半期損益計算書を記載する場合には、当四半期会計期間に係る四半期損益計算書を掲げること。

㉘　四半期キャッシュ・フロー計算書
当四半期会計期間が第２四半期会計期間である場合又は当四半期会計期間が第２四半期会計期間以外の四半期会計期間である場合であって、四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を作成したときは、当四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書を掲げること。

㉙　［同左］
a　当四半期会計期間終了後四半期報告書提出日までに、資産・負債に著しい変動及び損益に重要な影響を与えた事実又は与えることが確実に予想される事実が生じた場合には、その概要を記載すること。
　ただし、この四半期報告書の他の箇所に含めて記載したものについては、記載を要しない。